

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

ページ

○平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に関する規則 (会計課) 一

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請（二件） (共同参画社会推進課) 一

○農地保有合理化事業規程の変更の承認 (農業振興課) 二

○家畜伝染病の発生 (畜産課) 二

○県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 二

○県営土地改良事業の完了 (同) 三

○県営土地改良事業換地計画の縦覧 (農村整備課) 三

○道路の区域変更 (道路課) 三

○道路の供用開始 (同) 三

○土地改良区の定款変更の認可 (仙台地方振興事務所) 三

○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所) 四

○土地改良区の定款変更の認可 (同) 四

公 告

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (教育庁高校教育課) 五

規 則

平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十一年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十四号

平成二十一年度における入札保証金の免除の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、県が物品の調達若しくは借受け若しくは役務の調達に係る契約又は電気供給を受ける契約を締結するために平成二十一年度において行う一般競争入札又は指名競争入札における入札保証金の免除に関し、財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）の特例を定めるものとする。

(入札保証金の免除の特例)

第二条 契約執行者は、財務規則第九十八条第一項（同規則第七十七条において準用する場合を含む。）に規定する場合のほか、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、

入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成二十二年三月三十一日限り、その効力を失う。

告 示

○宮城県告示第七百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年八月二十一日

特定非営利活動法人の名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩
いしし ENJOYクラブ

代表者の氏名 金 輝彦

二 主たる事務所の所在地 登米市石越町南郷字矢作百二十二番地二

三 定款に記載された目的 このクラブは、主として自主企画・自主運営、多世代による文化・スポーツ活動を通して、地域住民のふれあいによる地域コミュニティを

構築し、健康で明るく豊かな町づくりと次世代を担う青少年の社会教育、健全育成に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十一年七月二十七日

○宮城県告示第七百六十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 健康マージャン愛好会

一 代表者の氏名 李 圭鍵

二 主たる事務所の所在地 仙台市太白区長町五丁目四番十九号

三 定款に記載された目的 この法人は、高齢者が健康を維持し、楽しく活発に社会参加できるための空間を創り出す事業を行い、地域住民一人一人が支え合い、高齢になっても安心して楽しく暮らすことができるまちづくりに貢献することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年八月六日

○宮城県告示第七百六十三号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成二十一年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所 みやぎ仙南農業協同組合

二 農地保有合理化事業の実施地域 柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三

三 農地保有合理化事業の種類 蔵王町及び丸森町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）の区域

四 農地売買等事業（法第四条第二項第一号に規定する事業をいう。）

変更の承認年月日

平成二十一年七月三十一日

○宮城県告示第七百六十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十一年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類 ヨーネ病

二 畜種 牛（ホルスタイン種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数 患畜 二頭

四 発生の場所又は区域 栗原市

五 発生日 平成二十一年八月六日

六 患畜の取扱い 法令殺

平成二十一年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百六十五号

農営日根牛地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画については、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間 平成二十一年八月二十一日から平成二十一年九月十七日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市登米総合支所

○宮城県告示第七百六十六号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十一年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事了了年月日
田ノ浦	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	昭和四十六年三月二十日
登米	水質障害対策事業	昭和六十年三月二十日
大和東部	水田農業経営確立排水対策特別事業	平成十四年四月三十日
倉埵	かんがい排水事業	平成十三年三月二十一日

○宮城県告示第七百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業北赤井地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができ、また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年八月二十四日から平成二十一年九月二十四日まで

三 縦覧場所

石巻市役所、石巻市河南総合支所及び東松島市役所

○宮城県告示第七百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十一年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百九十八号
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
石巻市北上町橋浦字南釜谷崎無番地先から 同市同町橋浦字南釜谷崎三三〇番二地先まで	七・五 二二・六	七・五 八・五	一四八・八	一四八・八

○宮城県告示第七百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三百九十八号	石巻市北上町橋浦字南釜谷崎無番地先から 同市同町橋浦字南釜谷崎三三〇番二地先まで	平成二十一年 八月二十六日

○宮城県告示第七百七十号

仙台東土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第

二項の規定により、平成二十一年八月十日認可した。
 なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台
 地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年八月二十一日

宮城県仙台地方振興事務所
 所長 齋 藤 俊 夫

○宮城県告示第七百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、登米吉田土地改良
 区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十一年八月二十一日

宮城県東部地方振興事務所
 所長 東 野 真 人

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十一年八月八日	佐々木 禧市	登米市米山町字桜岡中新田百五十三番地	理事
平成二十一年八月八日	熊谷 満	登米市登米町寺池前舟橋九十二番地	理事
平成二十一年八月八日	佐藤 政治	登米市米山町字桜岡狐崎百五十八番地	理事
平成二十一年八月八日	加藤 惣吉	登米市登米町大字日根牛峯畑百三十八番地	理事
平成二十一年八月八日	島 陰 輝夫	登米市米山町字桜岡大又二百八十九番地六	理事
平成二十一年八月八日	木村 忠 義	登米市登米町小島木戸崎百六十一番地	理事
平成二十一年八月八日	及 川 功	登米市登米町寺池鉄砲町六十番地	理事
平成二十一年八月八日	岡崎 正 喜	登米市米山町字櫓場十番地一	理事
平成二十一年八月八日	高橋 壽 美	登米市登米町日野渡雑田原七十番地一	理事
平成二十一年八月八日	新田 一 久	登米市米山町字善王寺森ノ腰百八番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十一年八月七日	佐々木 禧市	登米市米山町字桜岡中新田百五十三番地	理事
平成二十一年八月七日	熊谷 満	登米市登米町寺池前舟橋九十二番地	理事
平成二十一年八月七日	梅川 利 一	登米市登米町小島西岡谷地十九番地	理事
平成二十一年八月七日	佐藤 政治	登米市米山町字桜岡狐崎百五十八番地	理事
平成二十一年八月七日	富 栄 敏 行	登米市米山町字猿ヶ崎十三番地二	理事
平成二十一年八月七日	加藤 惣吉	登米市登米町大字日根牛峯畑百三十八番地	理事
平成二十一年八月七日	岡崎 清 輝	登米市米山町字善王寺稻生荷十四番地	理事
平成二十一年八月七日	島 陰 輝夫	登米市米山町字桜岡大又二百八十九番地六	理事
平成二十一年八月七日	木村 忠 義	登米市登米町小島木戸崎百六十一番地	理事
平成二十一年八月七日	及 川 功	登米市登米町寺池鉄砲町六十番地	理事

○宮城県告示第七百七十二号

登米吉田土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条
 第二項の規定により、平成二十一年八月十二日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台
 地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年八月二十一日

宮城県東部地方振興事務所
 所長 東 野 真 人

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工
 区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年八月二十一日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事	村 井 嘉 浩
H	東松島市小松字池の内百七十二番十
	東松島市小松字若葉五番地三 パッション菅原
	内海 和士

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十一年八月二十一日

一 入札に付する事項

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 購入物品及び数量 A重油(JIS一種二号) 百七十キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書による。

3 納入期限 平成二十一年十月七日 午前九時

4 納入場所 宮城県石巻市 石巻漁港内 「宮城丸」

5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 二百キロリットル 平成二十一年十一月 二百キロリットル 平成二十二年二月

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 当該物品とほぼ同等量を船舶に数回以上納入した実績を有すること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第一条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

三 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者

に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。
四 入札参加資格申請場所及び提出期限

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三）へ平成二十一年九月十一日午後五時までに提出すること。

2 次の区分により入札参加資格確認申請書を提出すること。

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札を希望する場合

平成二十一年九月三日午前九時から九月十一日午後五時までに、同システムにより、申請を行うこと。

(二) 書面により入札を希望する場合

(一)の日時までに入札参加確認申請書を宮城県教育庁高校教育課調整班まで提出すること。

五 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁高校教育課調整班(担当 伊藤 康弘 電話〇二二・二二一・三六二二)

2 入札説明書の交付期限

平成二十一年九月十一日午後五時まで。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年九月十一日までに必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限及び場所等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

イ 入札の期間 平成二十一年九月十六日午前九時から平成二十一年九月二十八日午後五時まで。

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 提出期限 平成二十一年九月二十八日午後五時まで

ロ 提出場所 一 同。

八 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便(封筒に入札に係る調達物品の名

称及び開札日を記載し、入札書中の旨を朱書きすること。)にて到着すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札執行の場所及び日時までとする。

5 開札執行の日時及び場所

平成二十一年九月二十九日午前十一時 教育庁会議室(宮城県行政庁舎十六階)

六 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び五の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札金額の記載方法 内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となるため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

4 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

5 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

8 詳細は、入札説明書による。

八 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured: Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No. 2) 170 Kiloliters

2 Deadline for Delivery: October 7, 2009

3 Place of Delivery: Miyajimaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

4 Deadline for Bid: September 28, 2009, 5: 00 p.m.

5 Contact Person: Yasuhiro Ito, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL.: 022-211-3621